

The Language Policy of Chiang Regime in Taiwan as Documented in the Official Gazettes

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/31497

台湾蒋政権における言語に関する政策について —政府公報を通じて

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

徐 秀 瑩

要旨

台湾は1945年から1988年まで蒋氏父子の政権によって統治された。政権が推進した言語は北京語であって、統治者はそれを台湾の「国語」として普及させた。しかしその一方、それまで台湾で話されていた他の言語はどういう状況にあったのか。政権が始まったとき、統治者は日本政府が統治した影響を除去すべく、まずは日本語を取り除いた。最初は新聞、雑誌、店の看板から日本語の使用を禁止し始め、計量機械に鑄造された文字の消去も含め、人々の生活から日本語をほぼ完全に消した。日本語が除外された後、次は台湾で使われていた方言が制限される対象になった。後者は表記方法がまだ整っていなかったため、主に歌謡、テレビ番組などに制約がみられた。本論文は政府が発行した政府公報を通じて、日本語、及び国語以外の言語に対する蒋政権の態度を明らかにしていく。

キーワード

言語政策, 国語, 蒋政権, 政府公報

The Language Policy of the Chiang Regime in Taiwan as Documented in the Official Gazettes

HSU HsiuYing

Abstract

Taiwan was ruled by the Chiang family from 1945 to 1988. The regime brought their own language, Mandarin Chinese, with them and attempted to make it the only national language of Taiwan. What, then, became of the other languages spoken in Taiwan, particularly the Japanese and Taiwanese that were popular in Taiwan before 1945? At first, Chiang's government prohibited the use of Japanese words in order to eliminate the influences of the Japan's government. That prohibition penetrated into daily life. The words in newspapers, magazines, and signboards, including the characters on measuring tools were removed. After the elimination of Japanese, other languages spoken in Taiwan became the next target. Because the orthographies of those languages were not established, the second prohibition by the Chiang government

focused on songs, films and TV programs. This article describes the attitude of the Chiang regime toward Japanese and other languages in Taiwan through examining the official gazettes published by their government.

Key Words

Language policy, national language, Chiang regime, official gazette

1. はじめに

台湾における言語政策はこれまでの研究によると、外来の統治者が自国の言語を共通語として普及させる政策であった。台湾は1945年終戦後、日本の植民統治時代が終わり、中華民国国民政府に統治されることになった。蒋介石が統率する政府は、言語の統一を通じて民族を団結し、いつかは中国全体の政権を取り戻す事を目論んでいた。このような状況で台湾では国語運動が繰り広げられ、国語以外の言語が制限もしくは禁止された。統治者が自分達の言語を積極的に勧める中、これらの言語はどのような状況にあったのか。

本研究は政府公報を用いて、統治者によるこれらの言語への対応（制限あるいは禁止）を取り上げ、その実態を明らかにしようとする。

本稿で扱う公報とは政府が実施する事項、例えば国防、人事、会議記録又は法令を人民に知らせる時に発行する政府刊行物である。台湾の公報は中央政府¹⁾、行政、地方政府各機関で発行されている。公報は政府が法律又は法令を国民に知らせるための大切な手段であり、これを用いて政府の言語に対する態度を明らかにすることを試みる。

2. 先行研究

戦後の台湾の言語政策の研究においては、国語運動についての研究は多いものの²⁾、法令を用いた研究は少ない。まず一番新しい研究として藤井久美子(2007a)の「1990年代以降の台湾における言語政策の転換—『教育部公報』の分析を主として」と「21世紀台湾社会における言語法制定の意

図」(藤井久美子・2007b)が挙げられる。これらは民主化が進んだ現代台湾政府の言語に対する法の変遷についてのみ扱っており、1945年の政権の始まりから民主化に至る時期については語っていない。

次に『戦後台湾の語言政策(1945-2008)-從國語運動到母語運動』(蔡明賢・2009)と『從洋鬼子到外勞』(李惠敏・2002)が挙げられる。まず蔡は国民政府が中国大陆で成立した時期からの国語運動、および日本殖民政策時代に台湾で行われた「国語運動」を取り上げた。一方、李は中国語教師の視点からその背景となる政府の言語政策を扱った。又、国語に関する教育、マスメディアにおける法令を整理して提示した。さらに蔡は戦後台湾で推し進められた国語運動の影響を教育及び社会的側面に分け、方言に対する圧迫を当時の政府機関公報紙、新聞記事、雑誌または講演稿を用いて、記述している。

中川仁(2009)『戦後台湾の言語政策—北京語同化政策と多言語主義』は蒋政権の統治下で行われた北京語同化運動及び方言使用制限の法令、そして民主化の中で発表された言語平等法について言及している。

以上の研究では、政権下で統治者が推し進めた言語について制定・修正した法令については取り上げられているが、その対極にあって統治者からの制限を受ける言語についての発表された法令に関してはほとんど言及がなされていない。本稿は国民政府の台湾への統治が始まった1945年8月15日以来、政府機関公報紙で発表された言語制限の規制に関する法令内容を通じて、「国語」以外の言

語に関する法令を追いつつ、言語政策の変遷を考察しようとするものである。

3. 政権概要

台湾は1945年から日本の統治から開放され、中国で成立した中華民国国民政府に支配されることになった。台湾人は戦争が終わった喜びに浸っていたが、国民政府の失政や台湾人への差別に島民が政府に対する不満を招き、その結果1947年に大規模な反発事件—二・二八事件—が起こった。³⁾ 島民は人民の権力を伸張するために政府と交渉したが、政府は交渉と同時に中国大陆から援軍を要求して事件を武力で鎮圧した。

中国本土では国民党と中国共産党の内戦が進行し、内戦に敗れた国民党政府は1949年台湾へ移った。大統領蒋介石はいつか共産党が政権を握る中国大陆の統治権を取り戻すことを目標にし、台湾での統治が始まった。

蒋介石の時代は1975年まで続き、1978年から1988年まではその長男・蒋経国が後任の政権統率者となった。二代目のリーダー・蒋経国は先代・蒋介石の時代に敷かれた戒厳令、党禁、報禁を解除した。⁴⁾ 台湾の政治状況は党禁の解除によって、先代まで一つの政党しか存在を認めない政治状況から解放された。この時期から政府は野党を認め始め、政治体制は民主化へと歩み始めた。

本稿で扱う時期はこの1988年までの蒋父子による統治期である。

4. 「国語」以外の言語への態度

政権の変化につれ、政府の言語に対する規制も変わる。制限された言語については以下のような内容が見られる。

4.1 日本語

戦後直後、台湾人の共通語は日本語であった。⁵⁾ 日本の影響を受けていたため、来台した中国人にとって、五十年間日本政府の統治を受けた島民は、敵国（日本）の言葉や思想に同化された人達

とみなした。国民政府は日本政府が統治した時期に台湾人が受けた影響（言語、思想）を「毒」とみなし、それを除去すべく、言語については積極的に国語（標準語・北京語）を推し進めた。⁶⁾

人民に政令を理解させるため、日本語に訳された公報が存在し、その他、孫文の思想の宣伝に日本語に訳された三民主義も出版されているが、この時期の特徴は基本的に日本語の使用を制限することである。実際に公報を調べてみると（表1参照）、1946年8月から、政府は新聞、雑誌、雑誌付録及び店の看板、広告の日本語の廃止をまず地方政府に指示し、同年10月25日に台湾で全体的に廃止するよう発表した。⁷⁾ この後1947年には既出版書、輸入書の審査があり、当年度に出版された「日本語書籍、雑誌又は小説で日本の良さを宣揚し、或いは中日戦争の概略についての描写、祖国を中傷する内容の本は台湾での販売を禁止」され、⁸⁾ 学校では、日本語の本を整理しなくてはならなくなった。⁹⁾ そして映画のタイトル、字幕、中の広告での日本語の表示をも禁止した。その他、人名地名の中国語化、計測機械の上に鑄造された日本語の文字の消去も要求された。¹⁰⁾

日本語に対する制限について、戦後一年後は公布された法令が一番多い時期であり、その後は徐々に減っていった。そして更に時代を下ると蒋経国の時代、専門学校の観光事業科で日本語を外国語の科目として教育することが認められるなど、日本語に対する扱いの変化がみられる。¹¹⁾

新しい言語を学ぶとき、日常生活で支障なく使える程度までになるまでには時間をかけなければならないが、政府は僅か一年で日常生活で触れられるもの例えば人民が手に取りやすい新聞、雑誌または普段の生活で見かけることの多い日本語の店看板を廃止した。次は書籍、映画への審査・制限へと進み、そして生活用品の上の日本語も消した。国民政府が台湾島上の日本語による影響を一刻も早く、尚且つ徹底的に消したいことが伺える。公報紙によると、政府は日本語と中国語を一緒に使うことは国語の普及を妨げるため日本語文書や広告などを廃止・撤収するとあるが、日本が

表1 国民政府の日本語における制限の種類及び内容 1945-1988 (筆者作成)

種 類	年度及び件数	内 容	出版機関
人名等の名前	1946年 1 件	日本語名から中国語名への回復	臺灣省行政長官公署
	1946年 1 件	戸籍名称対照表を配布する。	
	1946年 1 件	学生/国家食料販売所職員/公務員選挙立候補者の日本語名の使用禁止	
	1947年 3 件		
	1952年 3 件	日本統治時代に残した橋の名前, 地名, 台秤の鋳造銘を中国語に変更する。	
新聞, 雑誌, 広告看板	1946年 7 件	日本語版の廃止・禁止について	臺灣省行政長官公署
	1950年 1 件		
	1952年 3 件		
キリスト教の布教	1958年 1 件	布教に日本語を使ってはならない。	臺灣省政府
	1976年 1 件		
図書, 映画	1947年 1 件	学校の日本語書目の処理。ただし, 思想的に特に問題のない本は対象外とする。	臺灣省政府
	1948年 1 件		
	1949年 1 件		
	1966年 1 件		
	1947年 1 件	祖国を中傷する内容の図書の発売を禁ずる。	
	1950年 1 件	図書館における日本語書籍の開放について, 本の内容と価値に注意し, 随時適切な選択を行わなければならない。	
	1950年 1 件	6, 7 月分輸入可能及び輸入禁止日本語図書の明細	
	1950年 2 件	日本語の本の輸入販売は政府の許可を取得しなければならない。1950年 8 月10日より, 本を密輸入した場合, 本を没収し, 密輸罪とみなす。	
	1951年 3 件	日本語図書・映画における管理法及び審査法の制定	
	1951年 1 件	書店が国の審査なしに日本語図書を購入することを禁ずる。	
	1953年 1 件	日本映画の宣伝広告以外, 中国語又は外国語映画の宣伝広告で日本語を使ってはならない。	
教育	1977年 2 件	専門学校観光事業科の日本語科目について	臺灣省政府, 教育部

統治した時代では1937年(統治が始まってから42年後)になってから中国語の新聞, 雑誌を廃止したのとは比べ, 廃止に至るまでの時期は遥かに短い。

移行期間の短い原因について, もう一つの理由は台湾人が一年以内に「親祖国」から「親日」と態度が変わったからと指摘されている。¹²⁾ 許雪姬(1991b)によると, 国語を話せない台湾人への政治的差別も不満を招き, 二・二八事件が勃発する原因の一つになる。筆者は, 生活の中で日本語を

使い続け, 国語学習に対する情熱を失った台湾人は政府から見れば「親日」のイメージを与えてしまったと推測する。そして過渡政策-両言語(日本語, 国語)の併用を実施した政府は日本語の影響を除去するため, 短時間で日本語の廃止令を下したと考えられる。

4.2 方言¹³⁾

蒋介石が率いる国民政府は1949年, 中国から北京音を標準音とする国語を台湾へ持って来た。し

表2 国民政府の言語に対する制限の種類 1945-1988 (筆者作成)

種 類	年度及び件数	内 容	出版機関
歌謡	1952年 1 件 1953年 3 件 1954年 1 件	方言歌謡本の無意味な方言歌を禁止する。	臺灣省政府
キリスト教の布教	1954年 1 件 1985年 3 件	原住民に布教するときに使う言語	臺灣省政府
公務員の勤務体制	1964年 1 件	公務員は勤務中及び会議中では一律に国語を使用する。	臺灣省政府, 教育部
	1984年 1 件 1985年 1 件	公務員は勤務中及び会議中では一律に国語を使用し, 方言を使ってはならない。	教育部, 臺北市政府
公務員など公の場 を対象とするもの	1971年 1 件	行政院命令: 各機関, 学校, 事務所では一律に国語を使用することを規定する。	臺灣省政府
	1975年 1 件 1979年 2 件	民族精神を維持するために, 公衆の集会, 公の場または勤務中は国語を使う。これを積極的に推し進める。	臺灣省政府, 教育部
	1976年 1 件	公務員, 教師または議員は人民の模範であり, 国語を使用する。	臺灣省政府
	1982年 1 件	国語教育の効果を強めるため, 教師, 学生は学校で一律に国語で会話をする。	臺灣省政府

かし台湾では日本語以外にも使われている言語（閩語、客家語、原住民語）があったため、政府が提唱する国語と日本語以外の言語を統治者は方言とみなした。

政府の方言に対する制限は日本語への制限より比較的遅い時期（1953年）に実施され始め（表2を参照）、方言に対する政府の態度は(1)「様々な場面での方言の禁止を法令で定める」と(2)「国語使用への限定（国語以外の言語使用の禁止）」との二つに分けられる。前者は方言歌謡本、布教が挙げられる。方言歌謡で使用禁止にされた作品はファンタジーや迷信などの理由で出版を禁止された。¹⁴⁾ 布教について、政府は国語を原住民にも普及させるため、布教本の表記を国語にし、注音符号で発音を記するよう発表した。その後、宣教師が原住民語をローマ字表記で書かれていた「聖書」の使用を制限した。¹⁵⁾ そのほか、勤務中の会話で方言の使用を禁じた。¹⁶⁾

「国語使用への限定（国語以外の言語使用の禁止）」のは主にテレビ・ラジオ番組またはそれらの事業局についてである。テレビ、ラジオ放送言

語についての「廣播電視法」は1976年1月に実行された。この法律の「第3章 番組管理」の第20条は放送言語について下のように規定している。

第19条：ラジオ・テレビ番組中で我が国製作のものは、少なくとも70%なくてはならない。外国語の番組には、漢字の字幕をつけるか、国語の説明をながさなくてはならず、必要ときには新聞局は国語の発音に改めることを指定しなければならない。

第20条：放送局による国内向け放送の放送言語は国語を主とすべきであり、方言は年々減少させなければならない；その占めるべき比率は、新聞局が実際の需要にかんがみてこれを定める。¹⁷⁾

第20条は当時の「国語」の推進を象徴的に示す法令の条文であると言えよう。規定に対しては、「第6章 罰則」の第42条で、第19条・第20条に違反したものには警告を与えることが明記されている。¹⁸⁾ 第43条では、警告後一年以内に再犯した場合、情状によって5千元-5万円の罰金が科され

る。なお、前述の罰金を一年以内に2回科されたのにもかかわらず繰り返し再犯した場合は情状により3万円-10万円の罰金を科す他、3日-3ヶ月の放送禁止処罰が与えられる。(第44条)¹⁹⁾

言語の使用が「国語使用への限定(国語以外の言語使用の禁止)」として規制されたため、人々の生活に大きな影響が及んできた。表2に挙げた1975、1979年に発表された法令によると、民族精神を維持するため、公の場にいるときも国語を話すことを要求された。この規定はおそらく全国国民を対象とするものである。そして教師、生徒、公務員、議員達が学校にいるときまたは勤務中で方言を話すことが禁止され、国語を話すことが指示された。

5. 結論

本論は蔣氏が率いる国民政府が発行した政府機関公報紙を通じて、統治者の言語政策での一面を観察した。国民政府は台湾で使われていた言語—北京音を標準とした言語を「国語」とし、言語の統一・民族団結を目指して台湾で強力に広めた。台湾は中華民国国民政府に統治される前、すでに日本語、閩語、客家語、原住民語が存在していたが、戦後これらは全て新しい政府に統制された。日本語に対する言語制限は人々が生活で目に見える看板、新聞、雑誌から、計測機械の標示まで及んだ。一方、閩語や国語以外その他の言語は日本語のように表記方法が整っていないため、制限されたのは主に聞く、見ることのできる歌謡、マスメディア類であった。日本語への制限より遅かった方言における締め付けも人々の日常生活まで行き渡っていた。

政府機関公報紙は政府が法律又は政令を人民に知らせる大切な手段である。本論文で取り入れた公報紙は大部分が省政府公報または教育部公報である。しかし、今後それぞれの部会に属する機関で制定される法律も多いので、さらに深く追求する予定である。

また、本稿でとりあげた公報と比べると、同じ

ような内容をもつ公報が繰り返し発行されている点についても、今後その原因の研究をすすめた

い。

その原因について、筆者はいくつかの可能性を予測している。

1. 規則がまだ完全に守られてはいなかった
2. 公報が発行された日から長い時間が過ぎてしまい人々はだんだんと規則を守らなくなってきた。このように人々の言語使用状況を反映している場合もあるが、それを反映していない場合は次のような可能性が挙げられる。
3. 重要な命令なので、繰り返すことによって国民に与えたこの規定への印象を深める
4. 社会及び生活への浸透も大切であるが、代表的な国策なため、規則は守られていたとしても、政府側の実行の決意、命令の強度を表すために強調された。

以上の予測について、李惠敏(2002)がインタビューを通じて取り上げた台湾人の言語使用状況の時期的変化から当否を検討してみると、人々は最初、国語の使用を嫌がった。しかし、その一方序々に方言を使うことに対しても抵抗がみられるようになったことがわかる。この方言を自主的に使わなくなる傾向は中川(2009)でもインタビューを通じて明らかにされている。くり返し発行したほぼ同じ内容の公報は人民の言語使用状況と関係はあるのか、それとも他に目的があったのかは次の課題としてとりあげる価値のある問題といえる。

[注]

- 1) 中央政府が刊行した公報は政府機関の名称変更によって公報タイトルにも変更がみえる。終戦直後、大陸の国民政府は台湾を統治するための行政機関—行政長官公署を成立した。まず『行政長官公署公報』が刊行された(1945. 12. 1 - 1947. 5. 15)。その後この機関は1947年、台湾省政府へと再編成され、公報は『台湾省政府公報』(1947. 5. 16 - 2003. 12. 1)へとタイトルが変更された。

2) 国語運動をテーマとしての研究は中川仁(2009), 藤井久美子(1994, 2003), 『中國語文』編集部(1971), 李惠敏(2002), 黃英哲(2003a,b), 蔡明賢(2009)などがある。

3) 二・二八事件は台湾人が統治者に対する不満が原因で1947年に起こした武力事件である。事件のきっかけはヤミタバコ売りへの取り締まりであった。ヤミタバコ売りへの殴打と売り上げ金の没収に民衆は抗議した。取り締まり隊は抗議で集まった人たちに発砲し、これにより民衆の一人が殺害された。この後翌日28日には大規模なデモ活動が起こり、やがて武力蜂起していった。二・二八事件が起こる前、台湾人の国語学習は盛んであった。しかし、二・二八事件を契機に国語学習についても変化がみられ、積極的に国語を学ぼうという姿勢は見られなくなっていった。その上、許雪姬(1991b) p. 93, 著者不明(聯合報・1953)第5版によると中国大陆から来台した人たちの国語はそれぞれの故郷の地方訛りが強く、学習している台湾人に混乱を与えた。当時台湾人の国語学習への心理変化についてまたは政府の失政については李惠敏(2002), p.57-67に書かれている。

4) 台湾での戒嚴令は1949-1987の間に敷かれた。党禁は新規政党の結成禁止であり、報禁は新聞の新規発行・増頁禁止であって、いずれも戒嚴令が敷かれたときに発表された。これらの制限は戒嚴令が解除された前後に解禁された。藤井(宮西)久美子(2003), p.161によると、台湾の民主化は戒嚴令・党禁・報禁の解除によって実現可能になった。

5) 許雪姬(1991b) p.90, 張耀仁 p.4-5, 李惠敏(2002) p.7, 彭瓊儀(2008) p.95, 張良澤(1983)による。また、張良澤(1983)が p.16-17 に用いた総督府の統計資料によると、日本統治の最終年度の日本語普及率はほぼ70%までに達していることが伺える。また、李がある台湾人・楊乃藩に行ったインタビュー(上掲書 p.3)によると、当時台湾の人々は主に日本語を話していたため、初めて上海から台湾に来た楊にとっては外国に来たようなイメージだった。

6) 「毒」とみなされた日本の本について、『臺灣省政府公報』民37(1948年):冬:57, p.840がある。(政府公報資訊網: <http://gaz.ncl.edu.tw/> 以下同様。)

原文: 省立各級學校行政機關: 查日治時代遺留之皇民化及有毒素之圖書, 前經令飭禁閱封存在卷。茲擬集中保管, 應即將是項圖書連同清單送廳, 特電仰遵照辦理為要。

訳: 省立各級學校及び行政機關宛: 日本植民地政策統治時代に残された皇民化及び毒素を含む圖書は、既に関連を禁止し、密封保存するよう命令した。この度は集中的に保管するため、直ちにこれらの圖書及び圖書の明細を合わせて教育庁へ提出せよ。これに従って取り扱う。この特電はその通りに実施されねばならない。

そのほか日本の思想が「毒」に譬えられた資料においては張耀仁の文章: 建構「台灣」を参照されたい。

(http://ccs.nccu.edu.tw/UPLOAD_FILES/HISTORY_PAPER_FILES/683_1.pdf, 2011/9/5 閲覧)

なお、公報内容によって本研究と密接な関係のない部分は原文の引用及び訳を省く。以下同様。

7) 『臺灣省政府公報』民35(1946年):冬:3, p.45。

原文: 各縣市政府: 本署前以台灣淪陷五十年, 一部分台胞, 因受日人強施日文教育之結果, 對祖國文字, 未克熟習, 故光復之初, 暫准各新聞紙雜誌附刊日文版, 此種措施原屬一時權宜之計, 現本省光復, 瞬屆週年, 為執行國策, 自未便久任日文與國文併行使用, 致礙本國文字之推行, 特定自本年十月廿五日起, 所有本省境內新聞紙雜誌附刊之日文版, 應一律撤除, 除公告外, 希轉飭該轄區內各新聞雜誌社一體遵照為要。

訳: 各県市政府宛: 台湾人は50年間日本政府に統治され、一部の同胞は日本語教育を強要された結果、一部は祖国の文字に熟知していなかった、それゆえ回復初期はひとまず各新聞紙および雑誌に日本語版の刊行を許可したが、これは一時の便宜的措置である。現在台湾は(独立を)回復してまもなく1周年を迎える。国策実践のため、日文と中文の併用は本国の文字の推進を妨げるので長く続けるわけにはいかない。本年10月25日以降、本省で刊行する全ての新聞、雑誌の日本語版は取り除く。公告の他、当該管轄区域各新聞社、雑誌出版社一律にこの命令に従うものとする。

8) 『臺灣省政府公報』民36(1947年):夏:76, p.496。

原文: 各縣市政府: 查卅六年度出版之全日文版書籍、雜誌、小説, 其內容有宣揚日本優點, 或描寫中日戰爭概略, 詆毀祖國等文字, 應斟酌情形, 予以禁賣。

9) 『臺灣省政府公報』民 36(1947 年):夏:76, p.496。

原文: 各省立中等學校、各縣市政府: 查本省各中等學校學生必讀書籍, 極感缺乏。而各校禁止借閱現已封存及可以不用之日文書籍, 為數不尠, 茲為便於統籌向內地各教育機關或研究機關交換學生讀物起見, 希及轉飭所屬各中等學校于文到三日內, 將是項日文書籍目錄造冊送廳, 以憑彙辦, 勿延為要。

訳: 各省立中学校, 各県市政府宛: 台湾各中学生に必要な読み物は極めて欠如した状況にある。各校が整理し, 貸し出し禁止にした不要な日本語書籍の量は多い。学生の読み物を大陸内地の教育機関ないし研究機関とまとめて交換するため, この令が各校に届いた三日内に各校の日本語書籍の書目を名簿にして提出せよ。

10) 『臺灣省政府公報』民 41(1952 年):夏:6, p.69。

原文: 各縣市治政府、陽明山管理局: 一、商用台秤多數係日據時代製造, 秤蓋上鑄有「大日本帝國台灣總督府製」字樣, 本省現正積極消滅日據時期遺跡, 如橋樑上之「昭和某年造」均已改為「中華民國某年造」, 該秤蓋鑄字似有銷毀之必要。二、請電知本省各縣市政府, 轉飭度量衡檢定員注意在檢定衡器時如有類似鑄刻字樣, 應著修理商削去後, 始予檢定。

訳: 各県市政府, 陽明山管理局: 一 業務用台秤の多くは日本が統治した時代に製造されたものであり, 蓋に「大日本帝国台湾総督府製」文字が鑄造されている。本省は現在積極的に日本が統治した跡を消去している。例えば, 橋の上に刻された年代「昭和某年造」を全て「中華民國某年造」に変更した。従って上述の台秤に鑄造された文字も消去する必要がある。二 計測機械検定員は機械の検定を行う時に鑄造された文字を見つけた場合、修理業者にそれらを消去した後、に検定を行うよう本省各県市政府へ知らせる。

11) 『臺灣省政府公報』民 66(1977 年):冬:41, p.3-4。

原文: (二)「日文」非為高級中等學校普通學科, 「日語會話」僅為試辦觀光事業學科教學科目之一。「高級商業職業學校試辦觀光事業科日語教師」暫准照該校所擬本科系及相關科系表聘任。

訳: (二)「日本語」は高校の教育科目ではない,

「日本語會話」は観光事業学科を試行する中での一科目にすぎない。「商業專門學校試行觀光事業科の日本語教師」はひとまず当該專門學校が立案した専攻科および関連科の表によって招聘する。

12) 台湾人の態度が親日に変化したという点は中川仁(2009) p.72, 許雪姬(1991a) p.171, 許雪姬(1991b) p.95 参照。

13) 言語学的には方言の定義は「一言語の地理的な変種」であるが, 本稿で取り扱う「方言」は政権が勧めた「国語」, または日本語以外, 台湾で使われていたそのほかの言語を指す。

14) 『臺灣省政府公報』民 41(1952 年):秋:38, p.534, 民 42(1953 年):春:16, p.179-180, p.180-182, 民 43(1954 年):冬:12, p.158。これらは竹林書局, 瑞成書局に出版された方言歌謡本の審査結果であり, 「自由恋愛新歌」, 「爸爸愛媽媽新歌(お父さんがお母さんを好きになる新歌)」, 「黃鶴樓新歌」などを含む合計 110 の方言歌謡の出版が禁止された。そのほか, 『臺灣省政府公報』民 42(1953 年):夏:26, p.293 によると, 桃園県警察局も方言歌謡本を提出し, 審査を受けた結果, 5 曲が禁止され, また, 歌詞について政府側の指導を受けた。

15) 『臺灣省政府公報』民 43(1954 年):冬:44, p.586, と『立法院公報』民 74(1985 年):35, p.40 がある。

前者原文: 花蓮縣政府: 查傳教編書一案, 經推行山地國語教育座談會研討決定: (一) 本省籍傳教士今後希能用國語推行教義。(二) 傳教文字應加注音符號, 並與台灣國語推行委員會聯繫合作。(三) 改用台灣方音符號及注音符號。

訳: 花蓮縣政府: 布教用書物について, 山地國語教育座談会での検討を経て, 次のように決定する: (一) 本省人宣教師は今後国語で布教することが望ましい。(二) 布教で使う文字は注音符号を付け加えておき, 台湾國語推行委員会と提携協力する。(三) 台湾方言音符号及び注音符号を使用する。前項(三)に台湾の方言音を現すために台湾國語推行委員会が作った符号-台湾方言音符号の使用が認められたが, 後者立法院公報の国会議員張俊雄の質問によると, 教育部は山地, 辺鄙地域における布教

で方言またはローマ字を用いる状況が多発しているのを制止することを呼びかけているのが伺われる。

後者原文(抜粋): 請加強對山地教會之輔導: 山地鄉及偏遠地區教會使用方言及羅馬拼音傳教, 情況嚴重, 勢力猖獗, 不可等閒視之, 且部分人士, 居心叵測, 必須有效加以制止, 並予勸導, 並應力求傳教師使用國語傳教, 以免妨礙國語文教育之推行。

なお, 張良澤(1984)によると, 台湾方言音符は旧式注音符号の形を変えたり新記号を追加したりして, 台湾省政府が制定した統一記号ではあるが, 民間ではほとんど使われていない。

- 16) 『臺北市府公報』民 73(1984 年):冬:41, p.2, 『臺灣省政府公報』民 73(1984 年):冬:51, p.6, 『教育部公報』民 74(1985 年):121 卷, p.15。

原文 (『臺灣省政府公報』民 73(1984 年)を引用): 省屬各機關學校、省屬各事業機關、各縣市政府: 請嚴格規定, 接洽公務, 應用國語, 不得使用方言。

訳: 省立各行政機關, 學校, 省立事業機關, 各縣市政府宛: 公務の打ち合わせでは國語を使い, 方言を使ってはならないことを厳しく規定する。

- 17) 「廣播電視法」第 19, 20 条の原文は以下の如くである。「第十九條 廣播, 電視節目中之本國自製節目, 不得少於百分之七十。外國語言節目, 應加映中文字幕或加播國語說明, 必要時新聞局得指定改配國語發音。」「第二十條 電臺對國內廣播播音語言應以國語為主, 方言應逐年減少; 其所應占比率, 由新聞局視實際需要定之。」日本語の訳文は藤井(宮西)久美子(2003) p.157 によるものである。
- 18) 前掲書。また, 同書によると番組制作の言語について更に規定が定められている。
- 19) 全國法規資料庫 <http://law.moj.gov.tw/index.aspx> (2012/1/12 閲覧)によるものである。一方, 国会では議員は方言におけるニュース放送, 総統テレビ談話, 娯楽番組, 更に方言テレビ局の成立について, 政府との多くの議論が見られた。議員の主張および方言を用いた放送における立法院での議論は立法院公報または蔡明賢(2009) p.72-77, 森田健嗣(2009)を参照されたい。

参考文献

日本語文献

- 鮎京正訓編 (2009), 『アジア法ガイドブック』, 名古屋大学出版会。
- 張良澤 (1983), 「台湾に生き残った日本語—「国語」教育より論ずる」, 『中国語研究』, 《中国語研究》編集委員会, 第22号, 1-36ページ。
- 張良澤 (1984), 「台湾語とは?—台湾語著作書誌を兼ねて—」, 『外国語教育論集』, 筑波大学外国語センター, 第6号, 141-176ページ。
- 中川仁 (2009), 『戦後台湾の言語政策』, 東方書店。
- 藤井久美子 (1994) 「中華民國の国語政策」, 『大阪大学言語文化学』, 大阪大学言語文化学会, 第3号, 5-18ページ。
- 藤井(宮西)久美子 (2003) 『近現代中国における言語政策—文字改革を中心に』, 三元社。
- 藤井久美子 (2007a) 「1990年代以降の台湾における言語政策の転換—『教育部公報』の分析を主として」, 『宮崎大学教育文化学紀要 人文科学』, 宮崎大学教育文化学部, 第16号, 67-79ページ。
- 藤井久美子 (2007b) 「21世紀台湾社会における言語法制定の意図」, 『宮崎大学教育文化学紀要 人文科学』, 宮崎大学教育文化学部, 第17号, 1-10ページ。
- 彭瓊儀 (2008) 「台湾における言語政策及び言語の実際使用状況—台湾語・中国語・日本語を中心に—」, 『言語コミュニケーション研究』, 愛知淑徳大学言語コミュニケーション学会, 第8号, 93-102ページ。
- 村田雄二郎, C・ラマール編 (2005), 『漢字圏の近代』, 東京大学出版会。
- 森田健嗣 (2009), 「1970年代台湾における言語権の主張—テレビにおける「方言」制限論争を中心として」, 『アジア地域文化研究』, 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部アジア地域文化研究会, 第5号, 124-142ページ。
- 林心儀 (2000), 「台湾における言語使用—政治意識という観点から—」, 『待兼山論叢』, 大阪大学大学院文学研究科, 第34号, 15-30ページ。
- 林心儀 (2001), 「社会的変化から見る台湾での言語使用—「国語」と閩南語の使用を中心として—」, 『天理台湾学会年報』, 天理台湾学会, 第10号, 109-119ページ。

中国語文献

- 蔡明賢(2009)『戰後台灣的語言政策(1945-2008)－從國語運動到母語運動』，中興大學歷史學系研究所，碩士論文。
- 陳美如(2009)『台灣語言教育政策之回顧與展望』，高雄復文圖書出版社。
- 董彭平(1974)『中華民國電視年鑑』，中華民國電視學會。
- 黃英哲(2003a)「一九五〇年代台灣的「國語」運動(上)」，『文學台灣』，46期，318-333頁。
- 黃英哲(2003b)「一九五〇年代台灣的「國語」運動(下)」，『文學台灣』，47期，172-188頁。
- 黃英哲(2005)「魏建功與戰後台灣「國語」運動(1946-1948)」，『台灣文學研究報』，1期，79-107頁。
- 李惠敏(2002)『從洋鬼子到外勞』，巨流圖書公司。
- 李祖源(1996)『廣播電視年鑑』，中華民國廣播電視事業協會。
- 李永熾(2006)「兩蔣獨裁政權的成立與變化」，『當代』，231期，10-19頁。
- 羅森棟(1985)『台灣光復四十年專輯(文化建設篇)教育文化的發展與展望』，台灣省政府新聞處。
- 全國法規資料庫 <http://law.moj.gov.tw/index.aspx>。
2012/1/12 閱覽
- 許雪姬(1991a)「台灣光復初期的語言問題」，『思與言』，第29卷第4期，155-184頁。
- 許雪姬(1991b)「台灣光復初期的語言問題－以二二八事件前後為例」，『史聯雜誌』，第19期，89-103頁。
- 許雪姬(2008)「台灣史上一九四五年八月十五日前後一日記如是說「終戰」」，『台灣文學學報』13期，151-178頁。
- 張耀仁「建構「台灣」－以台灣行政長官公署宣傳委員會之宣傳策略與論述為例」，2011/9/5 閱覽。
http://ccs.nccu.edu.tw/UPLOAD_FILES/HISTORY_PAPER_FILES/683_1.pdf
政府公報資訊網 <http://gaz.ncl.edu.tw/>。
2012/1/12 閱覽
- 鄭梓(1991)「戰後台灣行政體系的接收與重建－以行政長官公署為中心之分析」，『思與言』29卷第4期，217-259頁。
- 『中國語文』編集部(1971)「中華民國開國以來的一件大事－國語運動」，『中國語文』28卷第8期，4-17頁。
- 作者不明(1953)「校長先生講日語 先生用方言 山地

學生怎麼辦？」，聯合報，民42(1953).8.10.第5版。